

補助金調書

補助金名	高度化促進補助金(組織化)			担当課 (連絡先)	経済観光文化局産業振興部経営支援課 (TEL 092-441-1232)	
交付先	団体	組合等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		随時		
(公募の場合) 応募要件	中小企業振興条例施行規則第2条第1項各号に掲げる要件を備える協同組合等					
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	40	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【補助の目的】【補助対象事業】 中小企業者による協同組合等の設立は、単独では不足する経営資源を相互に補完し、競争力向上を図るための柱であり、本市産業の高度化を図り企業の健全な発展を促進すること					
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費は、協同組合等を組織化した場合に要する会議費、登録諸経費、設立事務代行費、事務費等を補助対象経費とする。 補助金の算定方法は、1組合につき10万円の額と組合員の数に500円を乗じて得た額の合計額。					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	105 千円	105 千円	102 千円	103 千円	1 件	1 件
前年度補助事業 の主な実施概要	パンや菓子類等の製造販売業者が、国内における旅行需要や通勤・通学者の公共交通機関の利用を見込み、駅構内等でワゴン等の仮設店舗の出店交渉を鉄道会社等と行ったり、スーパーマーケット等への出店交渉を行う際に、任意組織としてよりも組織名で契約する方が積極的に交渉を行うことができ、仮設店舗出店契約を獲得することができ、その後の事業展開がスムーズにいくので協同組合を設立した。					
補助金交付 による効果	地場中小企業の販路拡大、経済的地位の向上につながる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。